

令和5年度指導監査結果

1 指導監査・実施件数

区分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対象数	監査計画数	監査実施数	対象数	監査計画数	監査実施数
障がい福祉関係	4	2	2	5	1	1
老人福祉関係	6	2	2	31	9	8
児童福祉関係	19	7	7	21	20	20
その他	2	0	0	3	2	2
合計	31	11	11	60	32	31

2 指導・指摘件数

指摘等の内容	法人運営	事業・管理	会計管理	その他 (充実計画・情報の公表等)	施設(事業)運営	職員処遇	利用者等処遇	合計
文書指摘件数	8	0	38	2	3	0	1	52

3 監査領域ごとの指導・指摘事項

※各法人に共通する指導・指摘事項を抽出して掲載しています。

(1) 法人運営

定款
○定款変更について、所轄庁の認可を受ける手続（又は所轄庁への届出の手続）が行われていないので、速やかに行うこと。
理事会・評議員会
○理事会（又は評議員会）の議事録には、法令又は定款に定める議事録署名人が署名等を行うこと。
○評議員会の日時及び場所等は、理事会の決議により定めること。
○評議員会の招集通知は、1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員へ通知すること。

- (2) 事業・管理
特になし

- (3) 会計管理

経理規定・体制
○会計伝票については、必要事項を記載して会計責任者の承認を得ること。
○10 万円以上の予算の執行にあたっては、2 者以上の見積書の徴取、契約伺い、契約書（100 万円以下は請書可）の作成を行うこと。
○契約において、経理規程に規定する複数の見積書の徴取を省略している事例が認められたため、是正すること。
○インターネットバンキングの管理方法について、内部牽制が機能するよう管理体制の整備を行うこと。
○寄附金品の受入れについては寄附申込書により行い、寄附金の場合は領収書、寄附物品の場合は受領書を発行すること。
会計帳簿
○会計伝票、証憑類は、適切に整理保存すること。
○寄附金（物品）については、寄附金品台帳を整備すること。
決算及び計算関係書類
○令和 4 年度の決算において、本来一致するはずの貸借対照表の額と財産目録の額が一致しておらず、整合性を確認できなかったため、内容を精査の上、報告すること。

- (4) その他
特になし

- (5) 施設(事業)運営

労働基準法に基づく届出の状況
○就業規則について、最新のものを労働基準監督署に届出すること。

- (6) 職員処遇
特になし

- (7) 利用者（入所者）等処遇

給食の実施状況
○検食は、施設で提供する食事すべてについて、食事前に実施すること。